（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官二十九人以内及び調査官三十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百六十六人以内及び審査官二百三十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官六十四人以内及び調査官百六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百四十人以内及び調査官三百二十人以内を置く。

［２・３　略］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百四十九人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官五十六人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官二十九人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官五千二百二十人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千六百五十二人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第四百八十六条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税調査官二百四十一人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百二十二人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百四十六人以内を置く。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官二十九人以内及び調査官三十二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百六十六人以内及び審査官二百三十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官六十四人以内及び調査官百七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百四十人以内及び調査官三百十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百三十四人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官五十一人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官二十四人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官五千百八十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千六百三十五人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第四百八十六条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税調査官二百四十人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百八人以内を置く。

２　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百四十一人以内を置く。

２　［同上］